(案件3 学校の働き方改革について)

① 目的と経過

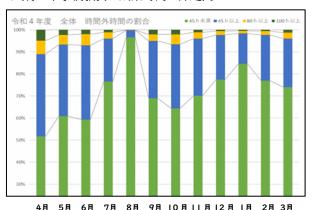
国は、令和5年8月 28 日「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」の中で、「できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたもの」を示した。

本市においては、これまで、立候補制で募った業務改善推進校(現「笑顔の学校プロジェクト」)に市教委が伴走し、学校が主体的に取り組んだ好事例を市内全校へと横展開していく形の取組によって、時間外勤務時間の縮減、働き方の意識改革や組織改革の推進、業務改善の市内小中学校への広がり等、一定の成果を得ている。

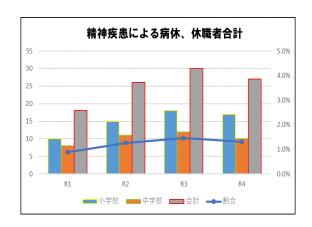
(※その他取組については、プレスリリース<これまでの取り組みを加速>参照)

② 課題について

■「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に定めている 上限時間(I月 45 時間)を超える教職員が、未だ年間平均 28.3% いる(特に中学校教員の残業時間に課題)。



■精神疾患による病気休職者の割合が減少しない。



■ストレスチェックの集団分析結果において、組合平均(学校平均)よりも本市は、仕事の量・質、身体的な負担が高い状態。



国の示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、市の権限と責任に応じた役割を果たしていく必要が求められており、保護者・地域にも学校の働き方改革の必要性についてご理解をいただくことは欠かせない。ただし、児童生徒、教職員、地域、保護者全体のウェルビーイングを考えたときに、業務量を変えずに担当する範囲を変えるということは、どこかに負担が移るだけとなるため、DXも含め、総量を減らしていく検討が必要となることから、全庁一丸となった取組を計画的に進める。

③ 所信表明(抜粋)

「全ての子どもたちに個別最適で協働的な学びを実現するとともに、さらなるデジタル技術の活用や<u>学校教員の働き方改</u>革を進め、より効果的で質の高い教育の実現をめざします。」